

議案第54号関連資料

明石市地域総合支援センター条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的

地域総合支援センターは、生活のしづらさを抱える人が家族や地域とのつながりを持って暮らせるように、広く相談を受け、総合的かつ包括的な支援を行う拠点として、平成30年4月より市内6か所に設置・運営しています。

このうち、朝霧・大蔵中学校区を担当するあさぎり・おおくら総合支援センターについては、これまで旧あかねが丘学園体育館横の敷地に仮拠点（延床面積約130㎡の1階平屋建て）を設けて運用してきましたが、令和2年4月に、本拠点完成に伴って移転するにあたり、位置（所在地）の変更が生じるため、改正を行なおうとするものです。

2 改正の概要

あさぎり・おおくら総合支援センターの位置を変更する。（第2条関係）

改正前	改正後
明石市松が丘5丁目7番1号	明石市松が丘5丁目7番22号

3 あさぎり・おおくら総合支援センターの整備について

(1) 現在整備中の施設（本拠点）の概要

- ① 位置／明石市松が丘5丁目7番22号
（旧あかねが丘学園屋外プール・テニスコートの部分）（図面参照）
- ② 敷地面積／約3,300㎡
- ③ 階数／地上1階
- ④ 延床面積／約600㎡

(2) 施設（本拠点）の主な機能

本拠点が整備されることにより、来所者に配慮した相談環境の充実に加えて、新たに設ける交流・活動スペースを活用した住民主体の多様な支え合い体制の構築等、地域共生社会づくりの推進を図ります。

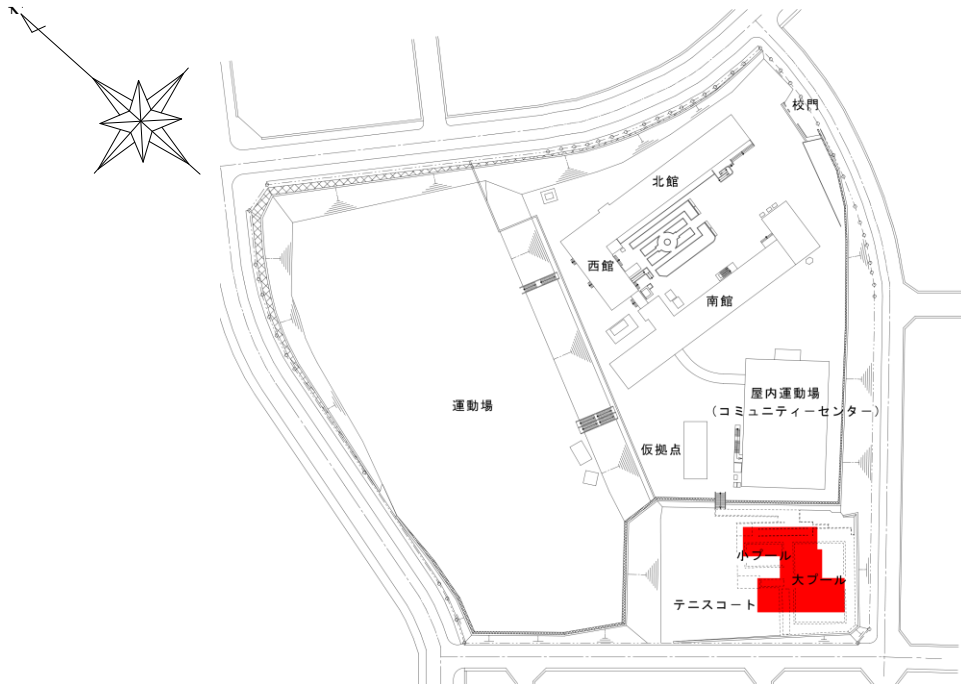
機能	内容
総合的・包括的支援機能	○ 事務室／約80㎡（センター職員15名程度を想定） ○ 相談室／約10㎡×2部屋
地域住民の交流拠点機能	地域ケア会議等を開催することにより、地域住民が参画し地域課題を検討するなど、地域づくりを推進するためのネットワークを構築する地域住民の交流拠点 ○ 研修室／約100㎡×3部屋
市民活動等の拠点機能	市民活動団体やボランティア団体が利用でき、また、その活動を支援できる拠点 ○ 会議室／約40㎡

(3) 今後の主なスケジュール

年月	内容
令和2年2月	新築工事竣工
令和2年3月	竣工式
令和2年4月	開所

4 施行期日／令和2年4月1日

【位置図】



【イメージパース】
 <西より>



《参考》 これまでの経緯

時期	内容
平成 28 年 8 月～平成 30 年 3 月	地域総合支援センター設置検討委員会を設置(6回開催)
平成 29 年 9 月	あさぎり・おおくら総合支援センター仮拠点の設置決定
平成 30 年 4 月	地域総合支援センター(市内6か所)の本格運用開始
平成 30 年 2 月～平成 30 年 10 月	本拠点整備に係る基本設計・実施設計委託
平成 30 年 8 月～平成 31 年 2 月	旧あかねが丘学園屋外プール等除却工事
平成 31 年 4 月～令和 2 年 2 月(予定)	新築工事